

2019年度 遊漁船業務主任者講習会

遊漁船業を営むためには、遊漁船業務主任者講習を受講し、修了証明書の発給を受け、都道府県知事の登録を受けることが必要です。

この講習の有効期間は5年間です。

遊漁船業務主任者として既に登録されている方は、前回の受講年から5年以内にこの講習を再度受講しなければなりません。

有効期限が切れないようご注意ください。



マリテック[®]

一般財団法人 尾道海技学院

〒722-0025

広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

TEL:0848-37-8111

FAX:0848-37-8110

■講習日程

	尾道会場	岡山会場	周南会場
2019年	7月 9日(火) 12月10日(火)	11月12日(火)	10月16日(水)
2020年	3月17日(火)	2月18日(火)	

■会場

- 尾道 … (一財)尾道海技学院 本校
広島県尾道市栗原東 2-18-43
- 岡山 … (一財)尾道海技学院 岡山港教室(ラ・コスタマリナー前)
岡山市南区海岸通 2-6-2
- 周南 … (一財)尾道海技学院 山口事務所
山口県周南市千代田町 11-12 大同ビル 1-B

■時間

- 尾道 …………… 集合：11時30分 講習：12時00分～16時00分
- 岡山・周南 …………… 集合：12時30分 講習：13時00分～17時00分

■講習料

9月まで 7,000円 10月より 7,150円(いずれもテキスト代・消費税含)

■お申し込み方法・手順

- ①講習日の1週間前までにお電話でご予約ください。
- ②受講申込書・小型船舶操縦免許証のコピーを郵送又はFAXで 本校まで お送りください。
- ③当日に講習料をお支払いください。

■持参物

- ・小型船舶操縦免許証 ・受講申込書(FAXで送られる方)

■お問い合わせ先

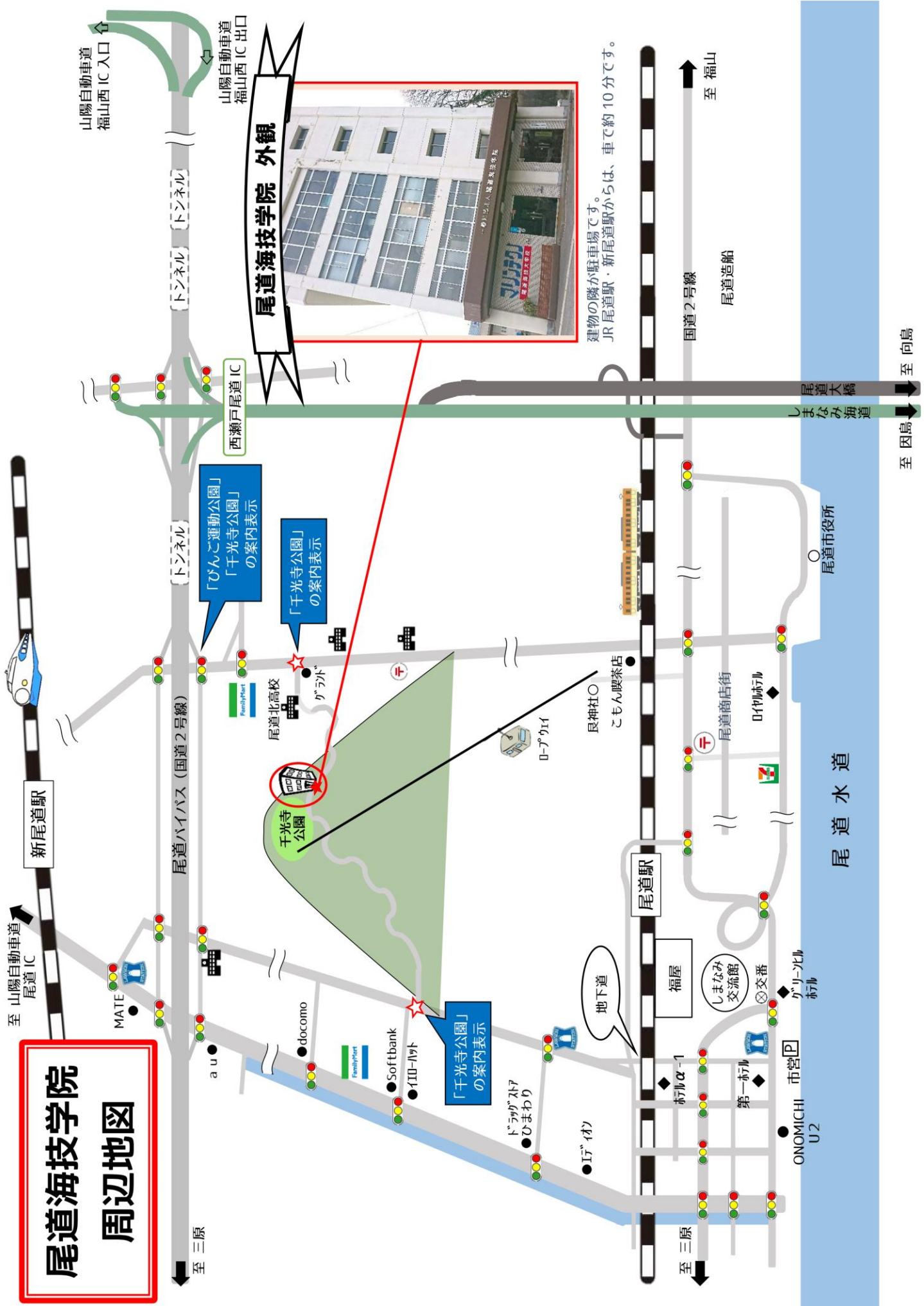
本校 もしくは 岡山・山口事務所まで ☺

本校:0848-37-8111 岡山事務所:086-225-8477 山口事務所:0834-32-6256

↑注意ください

- *ご予約が6名に満たない場合は中止することがあります。
- *平成15年6月1日以降に小型船舶操縦免許証を取得された方は、「小型旅客安全講習」を受講し、「特定操縦免許」を取得する必要があります。
(尾道で次の日に受講できる日程があります。詳しくはお問い合わせください。)

尾道海技学院 周辺地図



尾道海技学院 外観



建物の隣が駐車場です。
JR 尾道駅・新尾道駅からは、車で約10分です。

尾道水道



